

第15回 ICA大会及び総会参加報告

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会
副会長 山田義人(沖縄県公文書館長)

1 大会参加者及び大会日程

2004年8月23日から28日までの6日間、オーストリア国ウィーンで第15回国際文書館評議会大会(Vienna2004)が開催され、小生が全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(全史料協)を代表して大会及び総会に出席させていただきましたので、その概要を報告いたします。

今回のICA大会は、「Archives, Memory and Knowledge (保存記録、記憶そして知識)」というテーマ設定で行われ、世界116の国と地域から約2,000人余のアーカイブズ関係者がウィーンに集まりました。全史料協からは私と小川千代子さん(全史料協副会長、ICA/SPA(ICA専門家団体部会)運営委員)が代表として大会に参加したほか、松本市文書館の小松芳郎館長(全史料協資料保存委員会委員長)、大阪大学出版会の大西愛さん(全史料協理事)をはじめ約20人ほどの全史料協関係者がウィーン大会に個人で参加しておられました。



大会参加者(全史料協関係者)

また、国立公文書館の菊池光興館長のほか、アジア歴史資料センター、外務省外交史料館、国立国会図書館など国の関係機関の職員の方も

10名ほど大会に出席しておられました。

大会は、全体討議や総会と併せて毎日何十ものセッションが個別的かつ並行的に開催されたほか、ホイリゲ(ワイン居酒屋)での夕食会やウィーン舞踏会などの楽しい大会行事も催されるなど盛りだくさんの日程でした。

ウィーン大会の日程概要は資料1のとおりです。

2 セッション・セミナーの状況

大会期間中に開催されたセッションやセミナーは、

- プレナリー・セッション(全体討議): 3回
- パラレル・セッション(分科会討議): 180件
- ワークショップ・セミナー: 18件

など、全体で約200余のセッションやセミナーが同時並行的に開催され、多様な分野での専門的な研究発表や意見交換、質疑応答が行われる多角的・複合的な大会という印象を受けました。その中で特筆すべきことは、これまでのICA大会の中で今回初めて日本の主催するセミナーが2つ開かれたことです。1つは、小川千代さんが中心になって全史料協有志で開いたワークショップ・セミナー「日本におけるアーカイブ認識」です。このセミナーでは日本語で発表が行われ、英語圏の人々が主催するセミナーやセッションが多く見受けられるICA大会の中で注目を集めました。セミナーの開会冒頭で、わざわざお見えになったICA事務局長のヨアン・ファン・アルバダ氏が挨拶され、ICA大会で日本人の日本語によるセミナーが開催された意義を強調しておられました。

同セミナーでは、小川千代さんが「国際ア

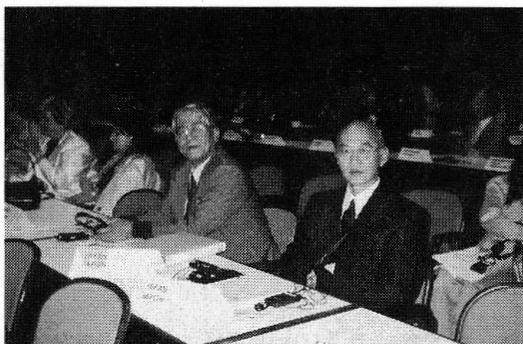
ンケート調査に見る電子記録のアーカイビング」について発表されたほか、小松芳郎氏が「資料が燃えた！その時あなたは？」と題して全史料協資料保存委員会が取り組んだ災害発生時における資料保存活動について紹介され、秋田県公文書館の柴田知彰氏は「記録史料群の内の秩序の復元に関する一考察」を発表されました。また、同セミナーでは、休憩時間を活用して山岡ミツキさん達による「香道」が披露され、日本文化の普及にも寄与されました。

日本セミナーの他の1つは、国立公文書館が主催したセミナー「Exploring the Frontiers of Japanese Archives」です。同セミナーでは、「日本におけるデジタルアーカイブの試み」と題してアジア歴史資料センターの山本啓司次長が発表されたほか、外務事務官の新見幸彦氏が外務省外交史料館の紹介を、駿河台大学の保坂裕興氏が先般発足した日本アーカイブズ学会の組織と活動について報告されました。また、国立公文書館公文書専門官の梅原康嗣氏は、アーカイブズに係る公開・非公開の基準についての考察を発表されました。2つの日本セミナーはともに、外国のアーキビストの参加もあり質問も活発に行われて、有意義なセミナーでした。

今回のICA大会では、予算上の問題もありますが、全史料協主催のセミナーを開催し、世界のアーカイブズ関係者に全史料協の活動をアピールできたら良いと思います。

3 総会の状況

ICA総会は、大会末の8月27日及び28日の両日にわたって行われました。私は全史料協（ICAカテゴリーB会員）の代表として、国立公文書館（ICAカテゴリーA会員）の菊池館長とともに総会に出席し、会員の権利である議決権を行使してまいりました。総会における主な議題と報告は、概ね次のとおりですが、ICA事務局から提出されたこれらの議題や報告は、全て原案どおり可決・承認されました。



ICA総会風景 写真中央左：菊池国立公文書館長
写真中央右：山田全史料協副会長

・主な議題と報告

- (1) 2000年～2003年のICA各委員会及び地域支部の活動報告
- (2) 2000年～2003年の会計報告
- (3) 2005年～2008年のメンバーシップ・フィー（会員負担金）について
- (4) 2005年度予算案
- (5) ICA戦略行動計画（資料2）
- (6) 第15回ウィーン大会決議案（資料3）
- (7) 第15回ウィーン大会ICAへの勧告案（資料4）
- (8) ICA憲章（ICA規約）改正について（資料5）

なお、上記(5)～(8)の議案（資料2～5）の内容については、あくまで、当方の拙い英語力での仮訳ですので、参考資料として御覧いただければ幸いに思います。

4 次回ICA大会の開催地について

総会の最後に、次回2008年のICA大会・総会について、「マレーシア」での開催が事務局から提案され、全会一致で承認された。引き続きマレーシアの代表から開催地決定のお礼と歓迎のスピーチがあり、会場の大型スクリーンにマレーシアを紹介する映像が映し出され、万雷の拍手の中で総会が終了した。

資料1

第15回 ICAウィーン大会日程概要

月 日 時	日 程	宿 泊 先
8月22日(日) 10:45 16:00	成田発(オーストリア航空OS-052) ウィーン着	FALKENSTEINER PALACE HOTEL
8月23日(月) 8:00-19:00 夜	参加登録 ICA大会開会式	同上
8月24日(火) 9:00-13:00 13:00-14:30 14:30-17:30 夜	[大会第1日] 小川千代子グループセッションに参加 昼食 個別セッション 「ホイリゲ(ウィーンのワイン居酒屋) 夕食会[大会行事]	同上
8月25日(水) 9:00- 9:30 9:30-10:00 10:00-11:15 11:15-11:45 11:45-13:00 13:00-14:30 14:30-17:30 夜	[大会第2日] 全体セッション 休憩 国立公文書館セッション1に参加 休憩 国立公文書館セッション2に参加 昼食 個別セッション 国立公文書館主催懇親会	同上
8月26日(木) 9:00-12:30 13:00-14:30 15:00-17:00	[大会第3日] 個別セッション 昼食 オーストリア国立公文書館訪問	同上
8月27日(金) 9:00-12:30 13:00-14:00 14:00-18:00 夜	[大会第4日] 委員会・地域支部・セッション等個別会合 昼食 ICA総会(1) ICAウィーン舞踏会(ウィーンシティーホール)[大会行事]	同上
8月28日(土) 9:00-12:30 12:30-13:00 13:00-14:00 15:00-18:00 夜	[大会第5日] ICA総会(2) 閉会式 昼食 セッション オペラ鑑賞	同上
8月29日(日) 9:00-19:00	[大会第6日] 視察	同上
8月30日(月) 14:25	ウィーン発(OS-051)	機内泊
8月31日(火) 8:55	成田着(OS-051)	

ICAの戦略と優先領域

①前文

保存記録は国や共同体の記憶を構成し、そしてそのアイデンティティを形成する情報社会の礎石である。保存記録は人類の足跡の証を提供することによって行政をサポートし、個人や団体、政府の権利の基盤となる。保存記録は公的情報や歴史についての知識へアクセスする国民の権利を保証することにより、民主主義、説明責任、善良なる統治の礎となる。ICAの使命は、世界中の保存記録の保存と利用を促進することである。この使命を追求することで、ICAは世界の記憶の保存・保護を増進し、多言語社会のコミュニケーションを推進する。

②序論

この文書はICA2004のプログラムに焦点を合わせた4つの戦略を提示する。その戦略と優先領域への支援は、ICA会員の調査研究を通して確認され、アブダビ会議や2003年ケープタウンで開催された戦略代表者会議において検討された。

③優先領域からプログラムへ

ICAはこれら4領域それぞれの主要な決議を完遂すべく付託され、ICA2004の核となるプログラムはそれによって構成されるであろう。このプログラムを通してICAは各国間の発展と協力を増進し、会員に奉仕する機関としてのICAを前進させ、公文書館と専門職員、専門職としての基準やよりよい職務遂行などについてネットワークを形成する。関連団体、主要な関係者、将来パートナーとなる可能性のある協力者との協調関係は、決議完遂のための中心的戦略となるであろう。

④見直しと新たな方向づけ

ICA会員の要望、優先事項や期待などが継続的に審議され、ICAの戦略は必要に応じて新たに方向づけされるであろう。

⑤戦略と優先領域

ICAの現行プログラムに示された戦略

1. ICAは公文書館・図書館やアーキビストを代表する国際的な機関として高い評価と広い認知を得る。

戦略上の優先事項

- 1-1 国際的な公文書館としての共通意見
- 1-2 社会における公文書館の有する役割の提唱と促進
- 1-3 ICAの透明性

2. 公文書館・図書館は情報や知識を管理するために、変化するコンセプトやテクノロジーの対処において効果的にリーダーシップをとる。

戦略上の優先事項

- 2-1 公文書館・文書館の公正かつ公明な行政における役割の促進
- 2-2 電子記録資料を管理する文書館の設置
- 2-3 公文書館・文書館機能のオートメーション化支援

- 3. 公文書館・文書館は人類の文化遺産の保存及び公衆の利用に対する責任を果たす。

戦略上の優先事項

- 3-1 公文書館の機能と協調関係の促進
- 3-2 資料の保存と保護
- 3-3 資料利用の容易性

- 4. 各国の公文書・記録資料の専門職員はその職責を遂行する十分な心構えと能力を備える。

戦略上の優先事項

- 4-1 教育及び継続的な専門的訓練の進展
- 4-2 公文書・記録資料、専門職員間のネットワーク形成及び知識の交換
- 4-3 公文書・記録資料専門職員と関連職種との協調関係

2004年8月ウィーン総会へ具申

ICA実行委員会承認

2004年4月 マドリード

国際公文書館会議2004決議

開催期間：2004年8月23日～8月28日

開催地：オーストリア ウィーン

参加者数：2,000人（116ヶ国）

1. 人災・天災が、公的・私的な保存記録や記録遺産にもたらす重大な結果を懸念し、

武力紛争が起こった際の文化遺産の保護に関する1954年のハーグ条約とその2つの議定書、1つは1954年、他は2004年3月9日に発効された1999年の議定書、これに加わっていない各国の政府にこれを批准するよう勧告する。

国連及び他の国際機関や各国政府への勧告

- ・ 可動的・固定的な文化遺産および重要な記録の保護を、これらの平和的人道的支援という任務に含め、
- ・ 記録文書・公文書の略奪や破壊を防止すべく尽力し、
- ・ 不法な取引（輸出入）を阻止するために公文書資料を適所に保管すること。

(紛争等の) 危険に対する心構え、対処、回復等の要素をプログラムに盛り込むよう文化遺産専門家に勧告する。

これらが未だ存在していない国においてブルーシールド (Blue Shield、非営利団体) 委員会を創設し、紛争や天災の際は文化遺産を保護し、これを支援するようその政府を促すために、国際公文書館会議 (ICA) のメンバーは国際博物館会議 (ICOM)、国際記念物遺跡協議会 (ICOMS)、国際図書館連盟 (IFLA) と共に働くよう勧告する。

2. 文化遺産の保護に関する各国の権利と義務を想起し、2001年のユネスコ総会において満場一致で採択された文化の多様性に関するユネスコ世界宣言に鑑み、

第32回ユネスコ総会による、文化の多様性に関する国際会議の発展を図るという提案を歓迎し、

文化の多様性の維持・促進を図るという保存記録の有する重要性を考慮に入れた会議の草案にそって、専門家・政府間会議[の開催]を要請する。

3. 保存記録は情報社会の中心にあることを想起し、特に電子環境において損傷を受け易い点に

留意し、大切に保存して次の世代へ引き継ぐべく、又、富める国と貧しい国や社会の間にあるデジタル格差を是正することを考慮し、

2003年12月、ジュネーブ・サミットで採択されたアクション・プラン（行動計画）で明言されたように、2005年11月、チュニスで開催される「世界情報社会サミット」に参加する各国の機関の代表者に、それぞれの政府が、文書の保存及び自由な利用のための方策を講じるよう求めることに関しこれを委任するよう要請する。

各国機関当局が、世界情報社会サミットに参加するそれぞれの代表者に、貧しい国のインターネット・アクセスコストの低減を求めることに関しこれを委任し、全ての国の公文書館インターネット接続サービスを可能にし、このようにして国家間のデジタル格差を是正するよう尽力することを要請する。

4. 集団と個人の記憶を基本的構成要素とする保存記録の有する重要性を意識し、

国家記憶の保存のための方策を講じ、社会全体の共通資産の共有を促進するよう政府・国際機関に提言する。

5. 人権侵害に対する責任や、調和への助力、普遍的な正義の促進等に対する義務を決定する手立てとして、各国の保存記録が有する基本的な重要性について考慮し、

ある国々では、公共機関である公文書館や国際機関において、人権侵害を証する保存記録の廃棄という脅威に直面していることが憂慮され、

1997年、ルイス・ジョイネが国連総会へ提案すべく起草した、人権を侵害した者がその刑罰を免れるという問題に関する最終報告を採択するよう、国連に要請し、

これら保存記録の保存・保護方法を検討し、そのアクション・プランを展開することで上記のレポートに言及された権利の行使を促すよう国連関係当局に要請し、

人権擁護関連文書の保護および利用を高めることを企図した国際公文書館会議のプロジェクトを支援するようユネスコに要請する。

6. 現代社会におけるスポーツやオリンピック大会の重要性、保存記録や記録遺産の保存と利用促進の必要性を考慮し、

スポーツやオリンピック関連の保存記録の保全と利用促進を図る国際公文書館会議（ICA）のプロジェクトを支援するよう、国際オリンピック委員会、各国政府、民間団体に要請する。

7. 公文書館が提供する業務に対する世論のイメージを高める必要性を考慮し、

「国際公文書館の日」を創設するよう要請する。

特 別 動 議

第15回国際公文書館会議ウィーン大会参加者一同

欧州連合大統領、オーストリア政府、ウィーン市長、オーストリア国立公文書館館長及び職員各位、並びにオーストリアのアーキビストの皆様の温かいホスピタリティーと、第15回国際公文書館会議における素晴らしい働きに対し、衷心より感謝の意を表します。

第15回国際公文書館会議を支援し、その役割を果たすよう尽力された国・国際機関・民間団体に対し、心より謝意を表します。

全参加者、団体、協会、支部、部局、委員会、そして、第15回国際公文書館会議を成功に導くよう積極的に貢献されたICAの会員各位に感謝致します。

資料4

仮訳

2004年8月28日

ICAへの勧告

第15回国際公文書館会議ウィーン大会参加者一同

1. 国際会議への参加やICAの専門的資産へのアクセスに関し、会員の間存続する不平等感に配慮し、

ICAの専門的資産から恩恵を享受できるように会員相互の連帯を促進し、関連する国際会議やICA円卓会議（CITRA）・部会・分科会等への参加を奨励するよう実行委員会に要請する。

2. 第15回国際公文書館会議の新しい構成・方式によって、専門的職業上有益なことや新たな展望が開かれたことを考慮し、

2008年に開催される会議が、同様に、創造的かつ情報交換の場となるよう実行委員会に要請する。

3. 開催地を移すことやその複雑な要因の問題等、国際会議に適合することの困難さを考慮し、

これらについて熟考し、国際協力推進の検討に着手することを実行委員会に要請する。

4. (文章なし)

5. 政治的な保存記録やセンシティブな保存記録へのアクセスに関する総合的なガイドラインを策定することを実行委員会に要請する。

国際公文書館会議規約2004 改正条項に係るComments

- 第1条 ・前文は、冒頭にあるICA（国際公文書館会議／国際文書館評議会）の使命及び共通認識を位置づけるために追加された。
- 第2条 ・ICAは2002年4月19日にフランスで登録された。この登録の必要性は、執行委員会メンバーの責務を制限し、ICAとICA職員の権利を守るために法律専門家によって確認された。
- ・各国際非政府組織（INGO）は欧州評議会条約124などの協定の下で国際的に認知される前に1国において登録されるべきである。ICAは多様な組織と協定を結んでいる。ユネスコとの協定は2002年10月31日に更新されていて、2007年末までに再交渉されるであろう。
 - ・フランスで登録された他の機関としては、国際博物館協議会（ICOM）、国際テレビ・アーカイブ機構（FIAT）、国際フィルム・アーカイブ連盟（FIAF）、国際学術連合会議（ICSU）が含まれる。国際図書館連盟（IFLA）はオランダで登録された。
 - ・フランス法1901に関するさらに詳しい情報についてはICA事務局より入手可能である。
- 第3条 ・ICAの「目的」に関する1条項が追加された。この条項は文言が多少書き換えられている。核となる方策目標としてのコミュニケーションはもちろん、規準および効果的な活動等の重要性が強調された。
- ・ICAが他の関連する活動を行うことを可能にするために一般規定が追加された。
- 第4条 ・第4条a項に規定する会員の定義に変更はない。第4条b項、第4条c項及び第4条d項における会員という用語は、記録史料に関する養成・教育に関係する組織や個人をも包含するため、部分的に修正や緩和がなされた。
- ・同種のカテゴリー（第4条a項、第4条b項、第4条c項、第4条d項）の権利に関しては統合され、文言が一部書き換えられた。全ての会費納入会員に関する必要条件是統一された。
 - ・第4条c項及び第4条d項における会員の承認については、承認プロセスを簡素化すべく管理委員会に委任された。
 - ・分科会会員は第4条a項と第4条b項における会員にまで拡大され、全ての会員は多様な分科会や部会への参加を認められた。
 - ・これまでのところ、賛助会員に関する選択肢は活用されていない。ICA組織及び特別プログラムや活動のための後援者について、より広範な観点からこれを提起することが望まし

い。

第5条 ・ICAに奉仕するメンバーを顕彰するという要望を満たすために、その榮譽の授与について発議することが提案された。

・名誉会員については1条項にまとめられ、文言が一部書き換えられた。この榮譽の重みを強調するために、その数は削減された。

第6条 ・年次総会（AGM）は、総会・代表者会議・ICA円卓会議管理部会に取って代わる。これは、毎年、活動や決議について承認する権限を与えることにより、ICAにさらなる説明責任と透明性をもたせるためである。ICAは、AGMを含む意思決定会議において貧しい加盟国からの代表参加に関する支援を継続して行う。

・AGMの役割についてはこれらの条項の中に盛り込まれ、総会、代表者会議、ICA円卓会議管理部会の幾つかの構成グループに関する従前の条項と入れ替わる。

・AGMに参加する各加盟国・各機関の代表者数について明確に示す必要がある。各国代表団の規模は、有益な参加・代表派遣を可能ならしめるために増大している。同じ理由で、支部・分科会の代表参加は2次選定による参加者の追加により増加している。

・第4条c項、第4条d項に規定する会員は、代表者会議やAGMと同じく、その代表者を通し、事務局長の書面により、また、発言権を行使する出席を通し、現在同様このようにして、投票権が無くても継続してAGMへ間接的に参加するものとする。

・投票権については従前よりも明確に定義され、第4条a項、第4条b項における全ての会員の投票権数は1票から2票に引き上げられた。これは、第4条a項、第4条b項の下の各会員はその代表団の規模にかかわらず、その2票の投票権を行使する。加盟国はこれまでどおり、限定された数の代表投票者を選出する。

・意見交換を図り、議題に発展性をもたせ、協議に多くの時間を割くこと等を可能ならしめるため、会議の2ヶ月前にAGMの議題草案を回覧することが望ましい。現行の議題草案回覧は総会が3ヶ月前、代表者会議については1ヶ月前となっている。ICA円卓会議事務局は、その任務の一端として、決議案の準備により多くの時間をかけ、一貫性を持たせるべく、AGM及び国際会議の決議案を発展させることが提起された。

・AGMの定数が満たされない場合の執行委員会の役割が明確にされた。

第7条 ・AGMで行う選挙については本条項に盛り込まれた。

・ICAにおける民主主義の水準を高めるために、空席は、指名ではなく選挙によって満たすものとし、実際、新会員選出において実施されている。最大限の参加を見込んで、選挙は郵便投票によって行う。

・「地球規模」の代表参加を確実にするために、多数の投票箱を各地域の指定された場所

(執行委員会、管理委員会、ICA円卓会議事務局)に配置する。

- ・中立を守るために、AGMが専従の監査委員会を選定することが提起された。
- ・姉妹組織等の投票システムを比較すると、事務局が選挙の実施を監督するための選挙役員を選出するのに不足はなく、従前の選挙準備委員会制度は継続しない。臨時選挙が必要になることを想定し、4年任期の役員を任命することが望ましい。

第8条 ・本条項はより明確にするために文言が書き換えられた。

- ・ICA会長は首尾一貫したリーダーシップでICA円卓会議の議長を務める。しかしながら、ICA円卓会議の準備(の仕事)については委任することができる。ICA円卓会議については制定法の中で定義されていることに留意されたい。

第9条 ・これらの条項はより明確にするために文言が書き換えられた。

- ・執行委員会の投票メンバーは全員が選挙で選出される。ICAの会長と財務担当者は、AGMのメンバーが郵便投票によって選任する。支部会長は支部会員が選出し、分科会会長は分科会の会員が選出する。
- ・執行委員会の投票権をもつ会員は、会長および財務担当者以外のメンバーの中から副会長を2人選出する。
- ・専門職協議会等の分科会や多様な地域の会員が参加する他の全ての分科会は執行委員会において代表となる。
- ・執行委員会の権限に関しては1条項にまとめられ、明確に位置付けられた。
- ・文書館振興国際基金(Fund for International Archival Development)に関して提起された条項が採択されれば、執行委員会は理事を任命しなければならない。
- ・任期については、幾つかの支部や分科会の現行のものと一致させる。

第10条 ・本条項はより明確にするために文言が書き換えられた。

第11条 ・本条項はより明確にするために文言が書き換えられた。

第12条 ・執行委員会は外部から監査役を任命する。

第13条 ・分科会の代表者は管理委員会に加えられる。

- ・管理委員会の権限については1条項にまとめられ明確に示された。

- 第14条 ・ 監査委員会のメンバーはできる限り公平かつ中立であらねばならない。AGMは監査委員会のメンバーがその中立性を確実に守るべく全てのメンバーを選出する。
- ・ ICAの情報伝達に関する評価が監査委員会の機能に追加された。
 - ・ 監査委員会のメンバーはICA及び職務遂行の手段に関する全ての情報の入手を要求する。監査委員会のメンバーは、また、AGMを含むICAの全ての会議に参加する権利を有する。
- 第15条 ・ メンバーの数は削減され、条項はより明確にするために文言が書き換えられた。
- ・ 本条項は不必要である。
- 第16条 ・ 本条項はより明確にするために文言が書き換えられた。
- ・ ICA円卓会議と国際会議プログラム・決議間のよりよい調整を確実にするために国際会議の議長〔議長国〕はICA円卓会議事務局のメンバーである必要がある。
 - ・ ICA円卓会議事務局は、一貫性を高めるべく、ICA円卓会議及びICAの両決議（案）を準備する責務を負う。
- 第17条 ・ ICA円卓会議規程1999より：ICA円卓会議の目的は、専門的な情報に関する検討・調整を促進し、公文書館管理運営面の経験を推進すること、また、主たる専門的関心事について討議することである。特に、国立機関の責任ある立場のシニア・アーキビストも参加する定期的な国際会議を開催するようにオーガナイズされている。
- ・ ICA円卓会議と国際会議のプログラムや決議（案）間のよりよい調整を確実にするために、国際会議の議長〔議長国〕はICA円卓会議事務局のメンバーである必要がある。
 - ・ 一貫性をもたせるべく、ICA円卓会議事務局は円卓会議とICA双方の決議（案）について責任をもってその準備にあたる。
 - ・ ICA円卓会議をICAの専門プログラムにより緊密に統合するために、ICA会長はICA円卓会議事務局局長を務める。ICA副会長は彼または彼女を補佐し、責任をもってICA円卓会議プログラムの準備にあたる。
- 第18条 ・ 地域支部や分科会の最低限の要求が方針に盛り込まれた。
- ・ 各支部は自らの法的地位に関し、自由に決定するものとする。
 - ・ 各支部への入会は会費納入の上でICA会員全てに開かれている。第4条a項及び第4条b項に規定された正式な会員としての名簿への記載については、ICA事務局がこれにあたる。
- 第19条 ・ 地域支部や分科会の最低限の要望が方針に盛り込まれた。

- ・分科会事務局は年1回以上、自由に会合をもつことができる。
- ・分科会への入会は会費を納入した上で、ICA会員全てに開かれている。正式の会員名簿への記載については、ICA事務局がこれにあたる。

第20条 ・結果としての必然的変更

第21条 ・現在、FIDA [文書館振興国際基金] はICAの年間予算に占める一予算程度でしかない。これら新条項は、ICAプログラムに緊密にリンクしながらも、より独立した地位をFIDAに与えることにより、基金の増強を図ることを目的とする。

第22条 ・現在の活動に関する声明

第23条 ・これは現在の活動に関する声明である。この意図するところは、ICAの公用語を英語とフランス語に限定するのではなく、ICAにおける異なる言語グループ間のコミュニケーションを促進することにある。

第24条 ・これは、寄贈、助成金、政府補助金等の条件を規定する新しい条項である。

第25条 ・責任が付与され、明確になった。

第26条 ・これは、会員への説明責任に関する改善である。

第27条 ・本条項は現在の活動について明記する。

第28条 ・本条項は現在の活動について明記する。

第29条 ・(コメントなし)

第30条 ・本条項はより明確にするために文言が書き換えられた。

第31条 ・ICAの慣例により、会長は総会/国際公文書館会議より就任する。連続性を確実にするため、支部や分科会で選出されたものを除き、他の全ての役員は規約の下で実施される2004年第1回選挙及び執行委員会第1回会議までその任にとどまる。